

# 土地改良区だより

〈 第 33 号 〉



みどり  
水土里ネット

発行者

柏崎土地改良区

(水土里ネット柏崎)

柏崎市三和町 8 番 1 9 号

TEL代表 (0257) 22-3855

FAX (0257) 22-2613

令和 7 年 4 月 1 日 発行

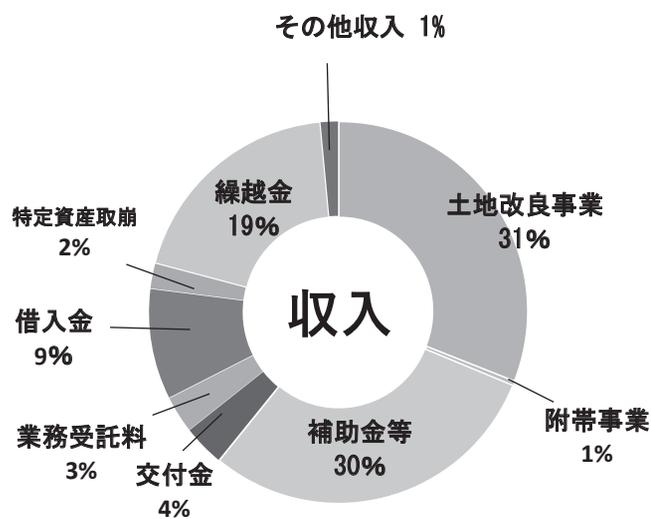
〔Photo: 栃ヶ原ダム〕

# 令和7年度予算概要

令和7年度予算は次のとおりです。

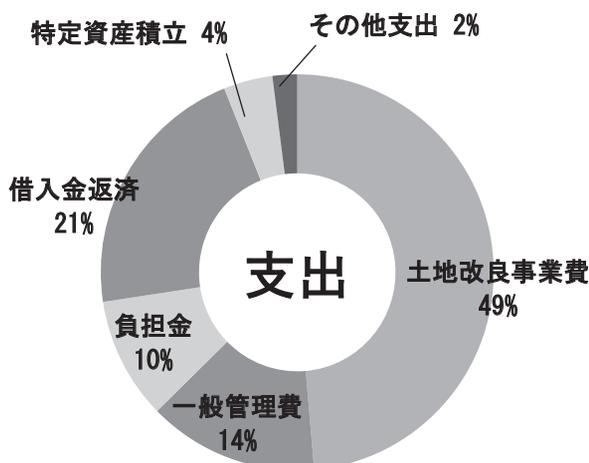
単位：千円

収入	内容	予算額
土地改良事業	組合費・地元負担金等	219,405
附帯事業	他目的使用料等	1,765
補助金等	国県市村補助金等	210,233
交付金	適正化事業交付金	24,930
業務受託料	換地・施設操作受託等	22,397
借入金	長期借入金	66,850
特定資産取崩	積立金取崩	15,031
繰越金	前年度繰越金	137,480
その他収入	利息・未収賦課金他	10,594
収入総額		708,685



単位：千円

支出	内容	予算額
土地改良事業費	工事・管理等	344,623
一般管理費	運営事務費	99,330
負担金	県営事業の分担金等	70,620
借入金返済	長期借入金の返済	151,188
特定資産積立	積立金	28,572
その他支出	借入金利息・予備費他	14,352
支出総額		708,685



○積立資産の残高見込（令和7年度末） 単位：千円

財政調整積立資産	321,199
転用決済金積立資産	12,312
施設更新積立資産	338,899
役員退任慰労金積立資産	492
職員退職給付引当積立資産	66,406
合計	739,308

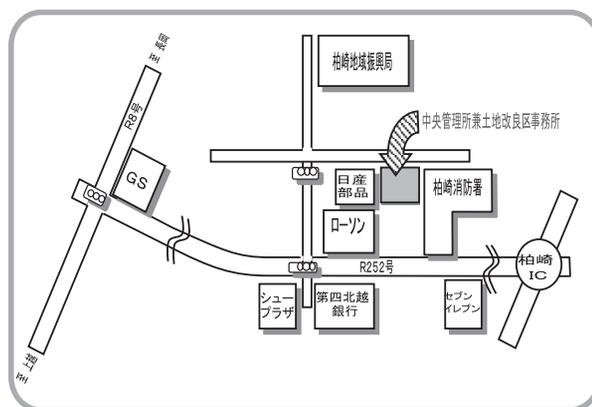
～土地改良区事務所 案内図～  
〒945-0034 柏崎市三和町8番19号  
TEL(0257)22-3855 FAX(0257)22-2613

ホームページにもお越してください



柏崎土地改良区HP

<http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>



## 国営ダム貯水状況

栃ヶ原ダム（有効貯水量：2,300千m<sup>3</sup>）



右岸より堤体を望む  
令和6年12月14日：満水

後谷ダム（有効貯水量：1,100千m<sup>3</sup>）



堤体より別山大橋を望む  
令和6年11月3日：満水

市野新田ダム（有効貯水量：1,600千m<sup>3</sup>）



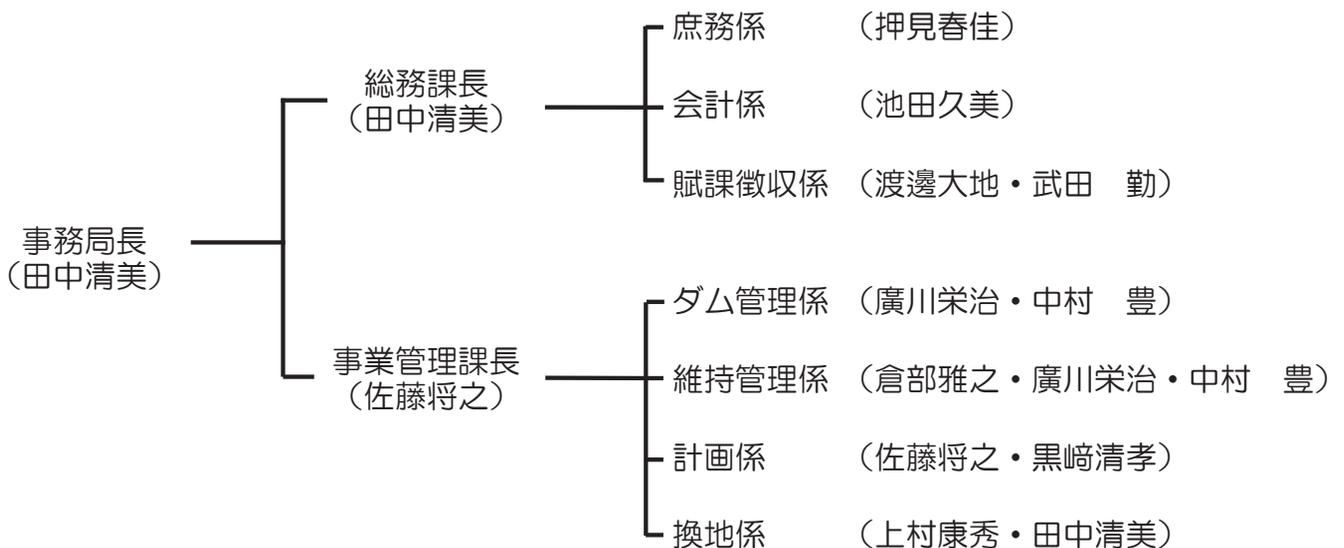
左岸より右岸を望む  
令和6年12月10日：満水

国営ダムの受益地でダムから放流が必要な場合は、堰組合や維持管理組合等を通じて土地改良区へ連絡をお願いいたします。

また、中央管理所では鯖石川・別山川の各頭首工及び鵜川の古町頭首工の水位を確認できますが、支川やため池掛かり（新規受益地）の水利状況は確認できませんので、早めに連絡をお願いいたします。

令和7年度から後谷ダムに係る別山川下流の新田堰より、左岸の花田・飯塚地区へ（約32ha）ダム用水の供給が開始されます。

## 職務分担表



# 令和7年度事業の取り組み

※予算額の単位は千円

## ◆かんがい排水事業（国営関連事業関係）

国営事業によるダム建設工事は既に完了していますが、今後もこのダム用水を受益地に配水するための関連工事を引き続き行っていきます。なお、本年度より市野新田ダムの用水を別俣地区へ配水するため、『柏崎3期地区』が新規地区として事業に着手します。

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
柏崎1期	かんがい排水事業 (新農業水利システム保全整備)	237,000	H18～R8	【山口堰】西側幹線用水路工 =850m、 揚水機場(ポンプ) 1.0式 【新田堰】揚水機場付帯工 1.0式
柏崎3期 【新規】	かんがい排水事業 (集積型)	40,000	R7～R15	実施設計 1.0式
2地区	計	277,000		

## ◆大区画ほ場整備事業

### 【実施地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
五日市・内方 《大坪工区》	経営体育成基盤整備(面的集積型)	2,000	H28～R7	完了整備1.0式、建物調査1.0式、換地処分1.0式
	高度土地利用調査調整	760	H28～R7	土地利用調整及び推進活動
畔屋	経営体育成基盤整備(面的集積型)	20,000	H30～R7	境田地浚渫1.0式、完了整備1.0式、換地処分1.0式
	高度土地利用調査調整	960	H30～R7	土地利用調整及び推進活動
黒滝	経営体育成基盤整備(面的集積型)	140,000	R2～R10	区画整理 6.0ha、暗渠排水 2.0ha
	高度土地利用調査調整	900	R2～R10	土地利用調整及び推進活動
和田	経営体育成基盤整備(面的集積型)	2,000	R2～R7	完了整備1.0式、建物調査1.0式、換地処分1.0式
	高度土地利用調査調整	760	R2～R7	土地利用調整及び推進活動
中鑄石南部 (善根・与板・宮平)	経営体育成基盤整備(面的集積型)	212,000	R3～R11	区画整理1.0式(宮平工区3.9ha、与板工区変更財源)
	高度土地利用調査調整	1,460	R3～R11	土地利用調整及び推進活動
山口	経営体育成基盤整備(面的集積型)	120,000	R3～R8	暗渠排水 5.0ha
	高度土地利用調査調整	800	R3～R8	土地利用調整及び推進活動
矢田	経営体育成基盤整備(機構関連型)	292,000	R4～R12	区画整理5.0ha、排水路工1.0式、遺跡調査1.0式
	高度土地利用調査調整	900	R4～R12	土地利用調整及び推進活動
安田	経営体育成基盤整備(面的集積型)	230,000	R5～R13	揚水機場工 1.0式、建物事前調査 1.0式
	高度土地利用調査調整	1,500	R5～R13	土地利用調整及び推進活動
西山中部 (二田・池浦・礼拝)	経営体育成基盤整備(機構関連型)	65,000	R6～R11	測量業務 1.0式、実施設計 1.0式
	高度土地利用調査調整	960	R6～R11	土地利用調整及び推進活動
9地区	計	1,092,000		

### 【調査地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
高田西部	農業農村整備事業調査計画	13,332	R4～R8	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整	999	R6～R7	従前地権利関係調査 1.0式
久之木	農業農村整備事業調査計画	700	R5～R7	事業計画概要書作成 1.0式
平井	農業農村整備事業調査計画	19,825	R5～R8	事業計画概要書作成 1.0式
	経営体育成換地等調整	2,413	R7～R8	従前地権利関係調査 1.0式
3地区	計	37,269		

## 【促進費交付地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
下田尻	高度経営体集積促進	10,081	R2～	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
山室		21,804	R4～	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
高田中部		31,789	R5～	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
高田南部		78,939	R6～	ほ場整備事業完了後の集積促進費交付
4地区	計	142,613		

## ◆ため池等整備事業

### 【実施地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
本村大池	ため池等整備(一般型)	10,000	H30～R7	完了整備工 1.0式
坂田新池	ため池等整備(地震・豪雨対策型)	70,000	R2～R8	洪水吐工 1.0式、堤体工 1.0式
大久保・境田		68,000	R5～R9	【境田池】堤体工 1.0式
和田西大池		5,000	R6～R8	実施設計 1.0式
鳥の子入		5,000	R6～R8	実施設計 1.0式
山王入		7,000	R6～R8	実施設計 1.0式
立合堰	ため池等整備(用排水施設)	1,000	R4～R7	完了整備 1.0式
別山川水管橋 【新規】	ため池等整備(耐震対策型)	32,000	R7～R9	測量設計 1.0式
8地区	計	198,000		

### 【調査地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
久之木上池	防災減災対策農業水利施設 点検調査・計画	8,000	R7	ため池 改修計画策定 1.0式
1地区	計	8,000		

## ◆基幹水利施設ストックマネジメント事業

### 【実施地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
大塚頭首工 【新規】	基幹水利施設 ストックマネジメント事業	20,000	R7～R9	測量設計 1.0式
1地区	計	20,000		

### 【調査地区】

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
柏崎周辺 【新規】	農業農村整備事業調査計画	15,000	R7～R8	水管理システム改修計画策定 1.0式
1地区	計	15,000		

## ◆その他事業

地区名	事業名	予算額	工期	実施内容とその説明
柏崎市地内	県単(かんがい排水)	7,500	R7	施設整備工 1.0式
刈羽村地内		5,600	R7	施設整備工 1.0式
中堰	維持管理適正化	7,000	R7	転倒ゲート油圧ユニットカバー更新 1.0式
北鯖石東部第1揚水機場		20,700	R7	主ポンプ(2基)仕切弁・逆止弁更新工事 1.0式
4地区	計	40,800		

# 令和7年度配水計画について

土地改良法改正により農業用水の配分調整についてルール化する利水調整規程が義務化されました。これに伴い、令和7年度における配水計画が理事会において定められました。ダム及び各地区の配水期間の概要は次のとおりです。

## 【ダム放流計画】

	栃ヶ原ダム	配水期間 7/11～8/31	最大放流量 1.00m <sup>3</sup> /s
	後谷ダム	配水期間 7/19～8/30	最大放流量 0.30m <sup>3</sup> /s
	市野新田ダム	配水期間 7/11～8/31	最大放流量 0.40m <sup>3</sup> /s

※天候等により用水が不足する際に放流を行います。



## 【各地区水利施設の配水計画の概要】

善根堰地区	4/21～8/31	高地地区	4/15～8/31	花田地区	4/10～8/31	北野地区	4/1～8/31
安田地区	4/21～8/31	西割地区	4/15～8/31	飯塚地区	4/15～8/31	坂田地区	3/20～8/29
小坂堰地区	4/10～8/31	別俣地区	4/15～8/31	宮之下地区	5/1～8/31	灰爪堰地区	4/11～8/31
藤井堰地区	4/10～8/31	長崎新田地区	4/20～8/25	北鱗石東部地区	4/15～8/31	灰爪堰左岸地区	7/1～8/31
古町堰地区	4/15～8/31	中通地区	4/25～5/25, 7/15～8/25	愛宕沖地区	4/1～9/30	新保地区	4/15～8/31
豊田地区	4/21～8/31	矢田地区	4/12～8/31	善根ほ場地区	4/21～8/31	大津地区	4/20～8/31
上田尻地区	4/15～8/31	吉井地区	4/10～8/31	亀ノ倉地区	4/21～8/31	五日内方地区	4/1～9/10
北条地区	4/15～8/31	曾地地区	4/1～9/10	浜忠地区	4/10～8/25	刈羽地区	4/15～8/30
南条地区	4/21～8/31	曾地新田地区	4/11～8/31	鎌田地区	4/1～8/31	(仮称)宮川江地区	4/15～8/31

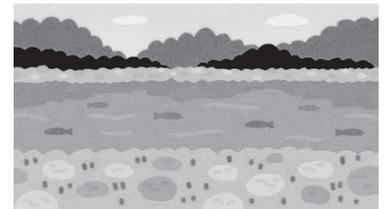
※配水期間は水利施設により異なる場合があります。また、天候等により変更になる場合があります。

※詳しくは各地区の水利担当者又は土地改良区までお問合せください。

## ご存じですか？ 許可水利権 について

河川法第23条により定められ、河川から水を取水できる権利をいいます。農業用水をはじめ、発電や工業用水、水道用水など河川から取水する場合は必ず許可を受ける必要があります。また、許可を受ける際には水利使用規則により条件が付され、使用者はこの規則に基づき取水期間や取水量の制限を受けることになります。

これは、「河川」は公共用物であり河川の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされるよう、また公共の福祉を増進することを目的としているため、たとえ農業用水でも無制限に取水をすることはできないように法制化されています。



河川から取水できる農業用水は限りある水資源です。無駄のない水利用をお願いいたします！

### 水路・ため池に近づかないで！！

- 毎年全国各所の用排水路・ため池などで、子供や、高齢者の痛ましい水難事故が多数発生しています。これからの時期は、用水路やため池の水を農作業でたくさん使うので水量が増えて大変危険です。

家庭内でも、地域においても、声をかけあって水難事故にあわないようご協力をお願いします。



- 4月20日～5月20日は『水難事故防止強化期間』です。各地域におかれましても危険箇所がないかなど再確認をお願いします！

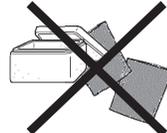
### 用水路にゴミを捨てないで！！

- 用水路におけるゴミ撤去作業に多くの労を要しています。特に生活ごみなどが捨てられていることがあり対応に苦慮しています。

生活ゴミを捨てないでください  
ビン、缶、ペットボトル、  
くず野菜等を用水路へ捨て  
ないでください。



飛散ゴミの流入防止にご協力をお願いします



マルチ、発泡スチロール、ビニールシート、肥料袋等は風で飛ばされないようしっかりと固定するなどの対応をお願いします。

## 令和7年度 地区別土地改良区費一覧表

(10a当り単価)

地区	関係集落	経常費(※1)	事業費(※2)	備考
南 鯖 石	笹崎・森近・田島・山室・行兼(ダム水利内)	3,900 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	
南 鯖 石	笹崎・森近・田島・山室・行兼(ダム水利外)	2,600	0	
宮 之 下 ( ほ 場 )	宮之下	4,100	0	
善 根 堰	上加納・中加納・下加納・久之木・飛岡・佐之久・石川・久木太	4,700	0	
善 根 ( ほ 場 )	飛岡・上加納	9,000	0	
安 田	鳥越・安田町・中道・三ツ家・城之組・明神・上田尻	5,600	0	
与 板	宮平・与板	4,700	0	
与 板 ( 上 段 )	与板	4,200	0	
宮 平 ( ほ 場 )	宮平	2,600	0	
善 根 堰 水 利 外	宮平・下加納・久之木・飛岡・佐之久	1,800	0	
小 坂 堰	平井・今熊・十日市・中道・畔屋	5,900	0	
南 条 ①	南条(善根堰掛り)	7,200	0	
南 条 ②	南条(上段)	7,500	0	
北 条 ①	東条・深沢・四日町・荒町・家近・山澗・小島・大広田	7,800	0	
北 条 ②	山澗・小島	5,400	0	
北 条 ( そ の 他 )	山本・引地・中村・大広田・旧広田・赤尾	1,800	0	
愛 宕 沖	鹿島・赤尾・四日町・十日市	3,600	0	
藤 井 堰 ( 西 江 )	上藤井・下藤井・桜木町・春日・橋場・下原・上原・比角・長浜 半田岩上・新田畑・田塚・茨目・上田尻・下田尻・両田尻	5,100	0	
上 田 尻	上田尻	5,900	0	暗渠排水地区
豊 田	橋場・上原・下原・春日	5,400	0	
藤 井 堰 ( 東 江 )	中田・畔屋・与三・劔・下大新田・土合新田	5,300	0	
北 鯖 石 東 部	与三・畔屋	7,300	0	
畔 屋 ( ほ 場 )	畔屋	2,600	0	
大 川 堰	長崎新田	4,800	0	
中 通 ①	矢田(ダム水利内)	6,170	0	
中 通 ②	吉井(ダム水利内)	7,000	0	
中 通 ③	曾地(ダム水利内)	6,500	0	
中 通 ④	矢田(ダム水利外)	3,600	0	
中 通 ⑤	吉井(ダム水利外)	4,600	0	
中 通 ⑥	曾地(ダム水利外)	2,600	0	
中 通 ⑦	花田	5,000	0	
中 通 ⑧	飯塚	4,600	0	
新 田 堰	曾地新田・曾地・花田	4,900	3,100	刈羽上高町は除く
古 町 堰	上条・古町	4,700	0	
古 町 堰 ( 高 田 )	新道・上方・下方・横山・藤橋・堀・南下	5,000	0	
西 割 新 道	新道	7,900	3,200	
黒 滝 ・ 貝 淵	黒滝・貝淵	3,900	3,200	
宮 之 窪 ・ 山 口	宮之窪・山口	3,900	3,200	
別 俣 ( 排 水 路 )	久米・水上・細越	5,100	0	
別 俣 ( ほ 場 )	久米(須山)	2,600	0	
野 田	下野田・野田・中組・田屋	3,100	0	
北 野 ( ほ 場 )	北野	5,100	5,220	
坂 田 ( ほ 場 )	坂田	3,100	0	
新 保 ・ 大 坪	新保・大坪	2,600	0	
五 日 市 ・ 内 方 ( ほ 場 )	五日市・内方	5,600	0	
五 日 市 ( ほ 場 外 )	五日市	3,300	0	
長 嶺	長嶺	3,900	0	
二 田 ( そ の 他 )	坂田・二田・和田・北野	1,800	0	
鎌 田 ( ほ 場 )	鎌田	5,470	4,100	
別 山 ( ほ 場 )	別山	2,600	0	
別 山 ( そ の 他 )	別山	1,800	0	
灰 爪 堰	上山田	3,900	3,500	ダム用水受益地
灰 爪 堰	伊毛	3,900	0	
灰 爪 堰 左 岸	田沢・藤掛・池浦・二田・礼拝	4,500	0	
西 山 内 郷	上山田	2,600	3,500	ダム用水受益地外
内 郷 ( そ の 他 )	田沢・藤掛・池浦・礼拝・鎌田・下山田・伊毛・上山田・尾野内・別山	1,800	0	
浜 忠 ( ほ 場 )	浜忠	5,600	0	
大 津	大津	4,100	0	
石 地 ( そ の 他 )	甲田・大崎	1,800	0	
刈 羽	全集落	8,500	0	

※1経常費には、(事務賦課金・管理賦課金・ダム管理賦課金)を合算して表示しています。

※2事業費には、償還賦課金を徴収する(田)単価を表示しており、地区からの繰入金等は記載していません。

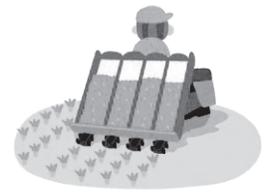


## 土地改良区の賦課金について



令和7年度に土地改良区が皆様へ負担をお願いする経費は下記のとおりです。

事業を実施している地区においては、毎年の事業費に対して農家負担が発生します。(農家負担は各事業の行政からの補助率により異なります。)ご理解とご協力をお願いいたします。



賦課基準				期別納付率(※)		
賦課金種別	対象地	地目	10a当たり賦課額	1期	2期	3期
①事務賦課金	改良区内の土地の内、一般区	田	2,600 円	50%	50%	
		畑・雑	1,300 円	50%	50%	
	" 特別区	田	1,800 円	50%	50%	
		畑・雑	900 円	50%	50%	
②管理賦課金	維持管理事業実施地区	田	地区別に設定	100%		
刈羽地区管理賦課金	維持管理事業実施地区	田	4,600 円	50%	50%	
③ダム管理賦課金	ダム用水供給受益地	田	1,300 円	50%	50%	
④-1 償還賦課金	事業実施地区の内、借入に伴う償還金のある土地	田 (地区によっては畑・雑)	借入額・償還年数により地区毎に異なる		100%	
④-2 事業賦課金	事業実施地区において、各年度毎の事業費負担金がある土地	田 (地区によっては畑・雑)	毎年の予算状況・借入残額により地区毎に異なる			100%

※納付期限 1期=R7.6.16 2期=R7.10.15 3期=R8.3.30

### 令和7年度賦課金通知書について

令和7年度賦課金通知書は5月の下旬頃に発行を予定しております。

第1期賦課金の納付期限は6月16日(月)となりますのでよろしくお願いいたします。

### 西山町浜忠・鎌田・北野地区の組合員様へ

～管理賦課金の納入について～

例年同様、第1期に所有者から管理賦課金を全額納めていただき、秋頃に耕作者から返金される予定です。なお、明細は所有者、耕作者、それぞれに通知いたします。ご理解、ご協力をお願いいたします。

### 農地転用の届け出について

農地を畑や農地以外の宅地などへ転用する場合は、農業委員会への申請の際に

**土地改良区の意見書の交付申請と、決済金の納入をお願いいたします。**

#### 【決済金について】

農地は、その土地を含む一団地で施設の維持管理が計画され運営されています。農地転用により、残る組合員の負担が急に増えないように納入していただくお金のことです。土地改良法第42条第2項により納付が義務付けられています。

決済金額や提出書類は、農地の場所や転用目的によって異なりますので、土地改良区までお問い合わせください。

お問い合わせ先 柏崎土地改良区 総務課 TEL:0257-22-3855

届出用紙は、当改良区ホームページからもダウンロードできます。(http://www.kashiwazaki-dokai.jp/)

# 組合員のみなさまへ

## 令和6年度賦課金未納状況

期別	旧町村名	未納者数	金額(円)
1期	中鯖石	2	43,954
	北条	8	110,483
	田尻	2	14,783
	中通	4	201,886
	西中通	2	52,409
	高田	2	12,334
	上条	3	7,857
	別俣	2	33,992
	西山町	8	38,191
	刈羽村	2	277,545
1期 計		35	793,434
2期	中鯖石	5	39,480
	北条	9	43,306
	田尻	3	8,282
	中通	5	218,639
	西中通	2	31,910
	高田	3	21,248
	上条	4	14,771
	別俣	2	14,103
	西山町	10	57,855
	刈羽村	2	282,109
2期 計		45	731,703
合計		80	1,525,137

(R7.2.18 現在)

**農地を売買する場合  
滞納賦課金は、新資格者が負担**

**土地改良法 第42条  
～権利義務の承継及び決済～**

滞納賦課金のある土地の権利を取得する場合は、土地改良法により、新資格者にその納入義務が生じます。競売の場合も同様です。トラブルを避けるためにも、資格取得の際は、必ず土地改良区に確認をお願いいたします。

### ★令和5年度の未納賦課金について

R7.2.18現在の未納額(人数)  
986,360円(27人)

賦課金の納入には、ほとんどの組合員の方からご理解をいただき、納期限内に納入して頂いております。

納入が滞っておられる方は、滞納処分(差押)の対象となりますので、速やかに納入されますようお願いいたします。

【差押の対象となるもの】

預貯金・給与・賞与・生命保険・土地・建物  
自動車・その他動産など

★分納など納入のご相談は、総務課まで

## 賦課金の納入は、口座振替が便利です

取扱い金融機関

下記の金融機関から口座振替ができます。

- えちご中越農業協同組合…JAバンク新潟
- 銀行…第四北越銀行、大光銀行
- 信用金庫…柏崎信用金庫
- 信用組合…新潟県信用組合、新潟大栄信用組合
- 労働金庫…新潟県労働金庫
- 郵便局…全国のゆうちょ銀行



(問い合わせ先) 柏崎土地改良区 総務課 TEL:0257-22-3855

## 第16回通常総代会開催

去る3月11日、柏崎市産業文化会館において、現総代の任期中最後となる、第16回通常総代会が開催されました。令和6年度補正予算、令和7年度予算を中心に、定款変更、新規土地改良事業計画等、全16議案が全て可決されました。  
(予算概要は本誌2頁)



議長:金子 武彦 氏  
(第3選挙区柏崎市上方)  
総代定数:80名(現在数77名)  
出席者:61名  
書面議決書提出:14名  
出席率:97.4%



### 総代・役員の被選挙権の要件

総代の被選挙権の要件	役員(員外監事を除く)の被選挙権の要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員であること</li> <li>・未成年者でないこと</li> </ul> <p>ただし、禁錮(※)以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員であること(員外監事を除く)</li> <li>・未成年者でないこと</li> <li>・法人でないこと</li> </ul> <p>(組合員である法人の業務を執行する役員を除く)</p> <p>ただし、破産者で復権のできない者、禁錮(※)以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、またはその執行を受けることがなくなるまでの者は除きます。</p>

柏崎土地改良区の運営や事業推進に  
一生懸命取り組んでくださる方を  
お待ちしております



(※)令和7年6月1日の改正刑法施行後は「拘禁」となります。

## 総代総選挙

任期:令和7年5月25日から令和11年5月24日までの4年間  
選挙:組合員が選挙区ごとに選挙

立候補受付日 4月23日(水)・24日(木) 8時30分~17時  
受付場所 柏崎土地改良区事務所  
選挙期日 5月13日(火)午前7時~正午

\*候補者が定数を超えず無投票となった場合は、以下の場所に4月25日(金)に当選人の公告を掲示します。

- ・柏崎市役所、刈羽村役場の掲示場
- ・柏崎土地改良区の掲示場とホームページ

\*投票を行う場合は投票場所を記載した入場券を4月30日(水)に発送します。

## 役員総選挙

任期:令和7年6月27日から令和11年6月26日までの4年間  
選挙:総代が総代会において選挙

選挙期日の通知・公告 5月27日(火)  
立候補・推薦届受付日 5月27日(火)~6月2日(月)  
候補者の公告 6月3日(火)  
選挙期日 6月5日(木)

日にちは多少前後する可能性があります

\*候補者が定数を超えず無投票となった場合は総代会(選挙)中止のはがきを6月2日(月)に発送します。



## 柏崎土地改良区で働きませんか

採用	令和 8 年 4 月 1 日
職種	一般職(施設の維持管理及びそれに付随する事務)
人数	若干名
資格	令和 8 年 3 月に大学、短大、高専、専修学校卒業見込みの方 及び卒業後概ね 10 年までの方(既卒の方、高卒の方歓迎いたします)
受付期間	令和 7 年 6 月上旬～8 月中旬
選考方法及び 選考日	1次試験:筆記(常識、作文) 9 月上旬を予定 2次試験:面接 10 月上旬を予定
応募方法	自筆による履歴書、卒業(見込)証明書、成績証明書、職務経歴書(該当者) を直接当区へ持参するか郵送してください。

給与 当区職員給与規程による。  
初任給(例) 大学卒(新卒)の場合:220,000 円

諸手当 当区職員給与規程による。  
(扶養手当・通勤手当・住居手当・期末勤勉手当等)

昇給 年 1 回(4 月)

社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

休日 完全週休 2 日制(土・日)、祝日、年末年始

休暇 年次有給休暇、特別休暇(夏季休暇等)

勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

お申込み、お問合せはこちらまで

柏崎土地改良区 総務課(0257-22-3855)  
〒945-0034 新潟県柏崎市三和町 8 番 19 号

- \*企業訪問は、随時ご連絡をいただければ日程調整いたします。
- \*ハローワークにも求人の掲載をする予定です。
- \*詳細は当改良区ホームページに後ほど掲載するとともに受験者にお知らせします。



栃ヶ原ダムの点検



柏崎土地改良区  
ホームページ

柏崎土地改良区ホームページ <http://www.kashiwazaki-dokai.jp/>